

令和2年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(栃木地域:吹上・寺尾地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	仲方町	<p>【永野川と赤津川の治水について】</p> <p>近年各地で頻発している豪雨災害は、吹上地区も例外ではなく、天任せの状態となっている。運が悪ければ大災害という事では安心して暮らしていけない。</p> <p>永野川と赤津川の治水については、市、県、国が連携し、治水の専門の方による抜本的な対策を講じて頂きたい。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL21-2785】</p> <p>永野川につきましては、県では、国より、抜本的な治水対策として改良復旧事業の採択を受け、順次復旧工事に着手したところであり、市でも、今後、内水被害解消へ向け、対策を検討して参ります。</p> <p>赤津川につきましても、県が赤津川流域の浸水対策の検討に着手すると伺っており、市としても、県の計画に支援・協力していくほか、赤津川に流入する小河川の内水被害の解消のための調査・検討を行います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2785】</p>
2	川原田東	<p>【市道2035線の交通安全対策について】</p> <p>川原田東自治会を東西に走る市道2035線は、地域の重要な生活道路であるが、幅員が狭く車等のすれ違いが困難かつ、カーブが多いことから見通しも悪い。</p> <p>特に県道粟野線(栃木粟野線)から入って50メートル付近は、カーブで見通しが利かず、車同士が会おうと両者とも身動きが取れなくなってしまう。</p> <p>かつて平成15年3月に、旧栃木市の市長・部長に陳情を行ったが、現在まで状況は変わらず、近年はデイスサービス等の車が増えて、不便や危険が増えてきている状況である。</p> <p>全面的拡幅を望むところだが、すれ違いのための待避所等を部分設置だけでもして欲しい。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2406】</p> <p>ご要望の道路につきましては、要望路線が数多くあることから、事業化に至らないため皆様には大変ご不便をおかけしております。</p> <p>今回の待避所等の設置についてであります。整備手法など、近いうちに地元の皆様とご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2406】</p> <p>自治会長と整備手法などの検討を現在も行っているところです。</p>
3	川原田東	<p>【笹淵から天神淵にかけての治水対策について】</p> <p>川原田東自治会を南北に流れる神ノ宮川は、河川改修により笹淵から天神淵間がコンクリート3面張り整備されたが、浄水場付近の橋のカルバートの断面が狭いため、大雨の増水時には、この部分がボトルネック状態となり、ここで溢れた水が東側人家に越流し、浸水被害が生じたりしている。築堤等の対策をお願いしたい。</p> <p>また、下流の笹淵地内では、堆積土上に葎が繁茂し、流れを阻害している。</p> <p>地元で定期的に草刈りを行っているが、河川内は危険なため葎の除去は困難である。その部分の浚渫等をお願いしたい。</p>	<p>【道路河川整備課:21-2785、道路河川維持課:TEL21-2408】</p> <p>神ノ宮川については、令和元年に河川改修計画検討を実施し、河道計画の再検証を行いました。</p> <p>検証結果に基づき、大淵沼遊水池の越流堤の改修を行い、遊水地の掘削を実施したところですが、整備が完了したことにより、現況の河川断面で、計画雨量を満足していると考えております。</p> <p>しかしながら、近年の異常気象等の大雨により、計画以上の雨量による出水もあることから、上流域で雨水を貯留することで下流域への影響を少なくする浸水対策を検討してまいります。</p> <p>また、笹淵につきましては、河道内の浚渫を実施してまいります。しかし、面積も広く、予算の関係もありますので、少しお時間頂ければと思ひます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2785】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>令和2年12月に河道内の浚渫実施いたしました。</p>
4	鍋山第二	<p>【河川の浚渫工事について】</p> <p>昨年10月の台風19号は栃木市に甚大な被害をもたらし、寺尾地区でも床上浸水、床下浸水、河川の氾濫による堤防の決壊、田畑への土砂の流入等の被害は甚大でした。また、寺尾地区を流れる永野川と出流川は堤防が決壊し川底は土砂で埋まってしまいました。</p> <p>河川氾濫対策で河川の護岸工事は盛んなのに、最近では川底を浚渫工事が見られなくなりました。大雨のたびに川に土砂が流れ込み、その都度川底は浅くなっていくなか、護岸の強化策だけが先行しています。</p> <p>堆積物によって、ひと昔前よりはるかに高くなった川底を基準に水位が測られ、洪水・氾濫の警戒水位が設定されています。</p> <p>異常な気象状況で予想を超える大雨をもたらす、がけ崩れや堤防の決壊が相次いでおり、その都度に多くの犠牲者が出ています。これからは川の氾濫は増加すると思う。氾濫を防止するためにも早急の川底の浚渫工事を要望します。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の箇所につきまして、県に確認しましたところ、『出流川の永野川合流部付近については、特に堆積土砂が多く、早急に対応する必要がありますと認識しております。当該地区の堆積土砂除去については、予算要望中ではあるが、現在ある限られた予算で最大限に効果を発揮できるよう、土砂の運搬先の選定など工法の検討をしている。今年度、できる限り早く工事を着工するために準備をしているところです。』とのことでありましたので、市といたしましても、引き続き県へ強く要望してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
5	梅沢第二	<p>【自治会が担う事業等の説明会の開催について】</p> <p>自治会は地域の環境整備や会員の健康、さらに行政からの委嘱者の推薦依頼など、多くの事項を処理しています。</p> <p>新任役員には、自治会連合会発行の手引きが届きますが、新自治会長には手引き以外に市の本庁各課からの依頼書や申込書が送られてきます。</p> <p>内容は多岐にわたりますが、年間計画や要綱・要領等で定まっているようなものが多く、年度当初に市の自治会所管課が自治会が担う又は申請、推薦者となる一覧等を一括して取りまとめ、自治会連合会総会に合わせて事業説明(年度計画)をすることで、事務の節減を図ってはいかがでしょうか。</p> <p>例:会長変更届出書、認可申請書、減免申請書、防犯灯申込書、ふれあい相談員候補者、道普請事業 など</p>	<p>【地域づくり推進課:TEL 21-2331】</p> <p>日頃より自治会活動を通じ地域自治の推進にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>また、自治会長の皆様におかれましては各種手続きやとりまとめをいただいております。</p> <p>ご質問の件につきましては、ご指摘のとおり毎年定例で依頼させていただいている案件が各種ございますので、地域づくり推進課にてあらかじめ取りまとめましたうえで、総会等の場にて一括にてお示しさせていただくことで、一部事務の節減や事前の周知が可能となると考えられます。</p> <p>今年度については新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、例年通り事業を実施することが困難な状況でありますので、来年度総会にてお示しさせていただきます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>[担当課:地域づくり推進課:TEL 21-2331]</p> <p>R3.4~【担当課:地域政策課:TEL 21-2331】</p>
6	梅沢第二	<p>【認可地縁団体(自治会)の法人市民税減免の複数年の適用について】</p> <p>当自治会は認可地縁団体として、会所有の固定資産税は栃木市税条例第51条及び施行規則第33条に基づき非課税が適用され、毎年4月に減免申請を行っております。</p> <p>自治会の資産(土地、建物)は毎年変化するほど流動性はなく、合わせて、自治会役員にとって4月は多忙な時期になっております。</p> <p>つきましては、認可内容(財産の増減及び収益事業の有無等)に変化がある場合を除き、当該地縁団体は河川の占用許可のように複数年に亘り減免が受けられるよう、税担当部局及び自治会担当部局の連携を図って制度改正されるよう要望します。</p>	<p>【市民税課:TEL 0282-21-2758】</p> <p>【資産税課:TEL 0282-21-2763】</p> <p>認可地縁団体の法人市民税の減免制度についてですが、本減免制度は、法人市民税申告と一体をなしているものです。</p> <p>本来、認可地縁団体においては、法人格を有しているため、法人市民税の均等割申告が必要ですが、自治会において1年間の決算をして、収益事業(物品販売業・不動産貸付業など)には該当しない旨を確認できる減免申請が必要となります。</p> <p>(収益があれば、決算額にたとえ欠損が生じましても、減免対象にはなりません。)</p> <p>他市において、認可地縁団体に収益事業が存し、法人市民税を納付していただいている事例がありますことから、確認のために毎年の申請が必要です。</p> <p>また、自治会の資産(土地、建物)は、地方税法367条に基づき、市税条例第71条及び市税条例施行規則第34条を適用し全額免除しております。減免は納税義務者の個々の具体的な実情に着目し、税額の一部、又は全部を減免する制度となっております。</p> <p>つきましては、各自治会役員の皆様におかれましては、新旧役員間の引継業務や前年度の決算、次年度の予算編成など、業務御多忙のことと存じますが、なにとぞ、引き続き本制度について御理解をいただきたくよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>[担当課:税務課市民税係:TEL 0282-21-2265]</p> <p>[担当課:税務課資産税係:TEL 0282-21-2271]</p>
7	梅沢第二	<p>【水防倉庫の移転について】</p> <p>寺尾小学校前の水防倉庫には土嚢袋や杭、鉄線など水防資機材が備蓄されておりますが、敷地は小学校の駐車場となっており、常時駐車しているうえ、土嚢に入れる砂は別な箇所にある寺尾公民館敷地内に保管されています。</p> <p>水防資機材を利用する際には、入口を閉鎖している車の移動要請や、資材が別々な保管場所では関係者は無駄な時間を費やすこととなりますので、水防倉庫を寺尾公民館に移転し、水防団が機能的・効率的な運用ができるよう要望します。</p>	<p>【消防総務課:TEL 23-3527】</p> <p>現在、寺尾公民館の一角に土嚢用の砂を保管しているところでありますが、加えて土嚢作成に必要な土嚢袋とスコップについても配置することとしました。また寺尾公民館と水防倉庫は離れておりますが、事前の気象情報等により水防資機材をあらかじめ準備をして対応しているところです。</p> <p>今後は、水防倉庫の老朽化にともなう建替えの計画において、公民館と水防団(消防団が兼務)で協議を進め、移転整備についても検討をして参ります。</p>	<p>【担当課:消防総務課:TEL 23-3527】</p> <p>寺尾公民館で保管している土嚢用の砂に加えて、土嚢作成に必要なスコップと土嚢袋を配置いたしました。</p> <p>水防倉庫の移転整備については、市内における水防施設の老朽化や過不足の状況を考慮しながら、引き続き公民館と水防団(消防団)で協議を進め、検討して参ります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	梅沢第二	<p>【公共施設に設置されているAEDの利便性の向上について】</p> <p>AEDは心停止を予防するために必要な機器で、学校や公民館など市公共施設の建物内に配置されております。</p> <p>市ではコンビニ等への配置を検討中と伺っておりますが、当該地区はコンビニから遠隔の地にあり、危急の場合必要な対応は困難な地域と考えております。</p> <p>各公共施設の設置場所は施設の利用者向けで、かつ、盗難防止のためと想定されますが、周辺の住民が必要になった場合は昼夜を問わず利用できるよう設置場所の検討を要望します。</p>	<p>【健康増進課:TEL25-3511】</p> <p>市内公共施設に設置されているAEDについては閉館時の利用ができないため、利用が限定的となっております。そのため市では24時間いつでもAEDを使用できる環境を整備するため、平成30年7月に市内10店舗のコンビニエンスストアへAEDを設置いたしました。</p> <p>今後はいつでもAEDが使えるよう民間企業等から情報提供いただきAEDマップの充実を図るなど昼夜問わず利用できるよう検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:健康増進課:TEL 25-3511〕</p>
		<p>【公共施設に設置されているAEDの利便性の向上について】</p> <p>・寺尾地区のコンビニは南部の尻内町だけであり、梅沢町以北にはないため、カーラーの生命曲線を考えると、今近くの、そこにある物を有効にする方を第一に、次に民間等への協力要請と考えるべきではないか。</p> <p>・ご回答いただいた事項を確実に実行できるよう、具体的な市の執行計画を定めるようお願いいたします。</p>	<p>【健康増進課:TEL 25-3511】</p> <p>市では重篤な傷病者が発生した場合においてAEDの借用可能な民間企業等については、AED設置状況の情報提供をいただき、AEDマップに登録し周知を図っているところです。ホームページにより情報提供の依頼をしておりますが、AEDマップへの施設登録数もまだ少ない状況ですので、定期的に広報等による周知により登録数を増やし、救急医療体制の充実を図ってまいります。</p> <p>また、AEDマップ登録状況を踏まえ、昼夜問わず利用できるよう公共施設等への設置方法についても、設置業者と検討してまいります。</p>	
9	梅沢第二	<p>【栃木市職員の自治会担当制の導入について】</p> <p>栃木市では「協働のまちづくり」を推進しておりますが、環境整備や助け合い、災害時の安否確認など自治会活動はその一翼と考えております。</p> <p>しかし、自治会は道路整備や空き家対策など多くの課題が山積しているのが実態で、それらの解決のためには行政との連携が更に必要不可欠と考えております。</p> <p>そのための課題解決方法として、市の職員が自治会の担当として課題を吸収し、どの自治会においても共通なものは本庁で整理して、個々の課題については相談窓口として自治会にフィードバックする仕組みを提案します。</p>	<p>【地域づくり推進課:TEL 21-2331】</p> <p>日頃より自治会活動を通じ地域自治の推進にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、市としましては「協働のまちづくり」を推進しており、自治会の皆様には、その中心を担っていただいていると考えております。</p> <p>一方で、各自治会の課題については多岐にわたり、自治会長の皆様の負担や不安は年々大きくなっているものと推察いたします。</p> <p>そういった現状を踏まえまして、今年度6月より、市の自治会に対する各種補助制度や、困りごとの問い合わせ先等の各種支援を、担当する職員から直接自治会長へご案内する、自治会つながるネット(栃木市自治会応援業務)を実施したところであります。その際に、各自治会における困りごと等についても伺い、対応させていただいているところです。</p> <p>今年度については試験期間とし、今後は栗原会長をはじめとする自治会長の皆様のご意見等を踏まえ事業の検証を行い、より有益な仕組みとなるよう検討を行ってまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:地域づくり推進課:TEL 21-2331〕</p> <p>R3.4~〔担当課:地域政策課:TEL 21-2331〕</p>
10	梅沢第二	<p>【工事施工の優先順の考え方等について】</p> <p>2年前に自治会内の道路等の危険箇所について地元議員の紹介で要望書を提出したところ、市からの回答は電話で水道工事のため全箇所実施できないといただいております。</p> <p>ところが、3月下旬に区域内の水路工事が着手され、会員から「何でこの場所をするの?」の質問をいただき回答に窮してしまいました。</p> <p>栃木市では何らかの基準に基づき工事施工の優先順を定めていると思われませんが、会員の総意を受けて市長あてに提出した要望箇所の優先度を高めるよう配慮いただきたい。</p> <p>併せて、工事の実施にあたっては事前に自治会あて工事実施の連絡をされるようお願いいたします。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2785】</p> <p>道路要望書の件につきましては、過日回答させていただいたとおり、水道工事のため実施をしていないところです。</p> <p>質問のありました水路工事につきましては、溢水等を確認した箇所は、できるところから順次進めておりまして、該当の箇所については、以前より水が溢れていることを確認していることから、今回工事を行ったところです。</p> <p>なお、工事実施の際には、自治会あて班内回覧等でお知らせしておりますので、今後も工事へのご理解ご協力をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:道路河川整備課:TEL 21-2785〕</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
11	梅沢第二	<p>【寺尾駐在所前交差点の改良について】</p> <p>寺尾駐在所前の県道 32 号線と市道 2014 号線の交差点は、接道角 40 度と狭いうえ、当該地の南北は緩い曲線部になっており視界が不良で、県道には寺尾小学校児童が多く利用する横断歩道が設置されています。</p> <p>県道を北進して 32 号線から市道 2014 号線に入るには、普通乗用車であっても対向車線に大きく迂回しないと曲がり切れないうえ、入らない場合には切り返しを余儀なくされ、その操作中には対向車が来て危険極まりない状況になっています。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2786】</p> <p>ご要望の寺尾駐在所前交差点につきましては、鋭角であるため曲がりにくく、支障をきたしていることは認識しておりますが、他の地域でも拡幅等の要望が多く寄せられている状況であり、優先順位を考慮しながら整備を行っている状況でありますので、お時間がかかってしまうことについてご理解をいただきたいと思ひます。</p> <p>なお、整備を行うためには、用地または建物等の移転など、関係する地権者や地元の皆様のご理解とご協力が必要となりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2786】</p>
12	梅沢第二	<p>【災害時の要配慮者利用施設周辺市道の再舗装について】</p> <p>梅沢町の「みつみねの郷」及び「すぎなみき会 梅の実」は災害時に避難に時間を要することから要配慮者施設に指定されております。</p> <p>市水防計画の改定に伴い、同施設は水防避難訓練が義務付けられましたが、訓練時の避難先として梅沢第2自治会の公民館を予定していると同っています。</p> <p>しかし、当施設から公民館までの市道 14054 号線は、昨年水道工事関連で一部が舗装されましたが、当道は中央に排水溝があるうえ舗装の痛みがひどく、とても自力での車椅子避難は出来る状態ではありません。</p> <p>このような状態ですと避難時に混乱と危険が生じることから、要配慮者施設周辺の市道の再舗装の実施を早急に行うよう強く要望します。</p>	<p>【水道建設課:TEL 25-2116】</p> <p>ご要望の市道 14054 号線につきましては、令和元年度に水道管の布設工事を行い、舗装復旧の際に舗装の痛んでいる箇所についても、概ね本舗装に打ち換えしたところです。</p> <p>しかしながら、道路の中央に側溝がある区間については、南側の一部に痛みの激しい舗装が残っておりますので、「みつみねの郷」及び「すぎなみき会梅の実」をご利用の皆様が災害時にスムーズに避難していただけるよう、今年度中に舗装修繕工事を実施いたします。</p>	<p>【担当課:水道建設課:TEL 25-2116】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、令和3年1月に舗装修繕工事を実施いたしました。</p>